

石油石炭税保稅期間經過課稅分控除明細書

採取場の名称						
原料 又は 材料 とした 課税 物件	区 分					
	種 別					
	税 率					
	品 名 ・ 規 格 ・ 銘 柄					
	課 税 標 準 数 量					
	税 額 A					
課 の 税 主 物 要 件 原 以 材 外 料	区 分					
	品 名 ・ 規 格 ・ 銘 柄					
	課 税 標 準 数 量					
製 課 造 税 し 物 た 件	品 名 ・ 規 格 ・ 銘 柄					
	課 税 標 準 数 量					
移 出 し た 課 税 物 件	区 分					
	種 別					
	税 率					
	品 名 ・ 規 格 ・ 銘 柄					
	課 税 標 準 数 量					
	税 額 B					
控 除 税 額 C						

- 注意
- この明細書は、保稅工場外保稅作業の許可を受けて製造場へ搬入された課税物品が、指定期間經過のため課税された場合で、その課税物件を原料又は材料として製造した課税物件を移出したため課される内国消費稅から、先に原料又は材料となった課税物件に課された内国消費稅（同一稅目である場合に限る。）相当額の控除を受けようとするときに、期限内申告書に添付してください。
  - 控除できる額は、A欄及びB欄のいずれか少ない額ですから、「控除稅額C」欄には、A欄又はB欄に記載した金額のいずれか少ない金額を記載してください。
  - この明細書には、課稅済證明書を添付してください。